

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

原告準備書面(5)

2009年12月16日

東京地方裁判所民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

被告準備書面(3)に対する原告の反論は以下の通りである。

1、はじめに

被告は準備書面(3)で、前回、原告が準備書面(4)で指摘した、《なにゆえ本件で、民法の明文に存在しないのみならず学説も存在しないような法的主張、つまり裁量権の逸脱・濫用が問題となる余地のない「無制限の自由裁量論」なるものが成立するのか》について反論を試みたが、以下の1点を除いて、いずれも従前の主張のくり返しにすぎず、反論の必要はない。

2、査読者の判断と裁量権の逸脱・濫用の責任について

今回、被告は、《原告の論文は被告機関誌に掲載するには適さない》とした査読者の判断を全面に立て、あくまでも《これに従い、編集委員会は原告の論文を不採用とした》までに過ぎず、それゆえ《被告のかかる決定に関し裁量権の濫用が問題となる余地はない》と主張した(被告準備書面(3)3頁3～6行目)。

言い換えると、この主張は、投稿論文の機関誌掲載の可否を判断する裁量権を有するのは査読者にほかならず、被告は単にその決定に従うだけの立場にすぎない、従って、被告のかかる決定に関し裁量権の濫用が問題となる余地はないというものである。どうやら被告は、原告に対し、文句があるなら、被告ではなく、誤読した査読者を訴えるべきであると言いたいようである。

しかし、これは明らかに被告学会の細則(甲23)に反する。細則第20条は、投稿論文の機関誌「掲載を拒否することができる」のは「編集委員会」であると明示されており、査読者とは何処にも書いていない。さらに、被告提出

の乙2は「著者・査読者および編集委員の役割」等について編集委員会の考え方をまとめたものであるが（1枚目左段本文8～10行目）その2、査読者の役割に、「編集委員会は、その（原告注：査読者の）意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、ただし、査読意見と異なる判断をする場合もあり得る」（1枚目右段1～3行目）と明記しているからである。

そうだとすると、本件でも原告論文の機関誌掲載の可否を判断する裁量権を有するのは被告（編集委員会）であり、査読者の意見は単に「尊重」されたにすぎない。従って、仮に査読者にも原告論文の基本的な内容について明らかな誤読があろうとなかろうとそれにかかわりなく、「原告論文の明らかな誤読」に基く裁量権の濫用の責任は、機関誌掲載の可否を判断する裁量権を有する被告が負うのは当然である。

以上の通り、「原告論文の明らかな誤読」の責任を査読者に負わせようとする被告主張は成立する余地がない。

3、小括

以上から、被告の「無制限の自由裁量論」は成立する余地がない。

従って、「被告は原告の投稿論文の掲載を判断するにあたり、投稿論文の基本的な内容を明らかに誤読したうえで掲載の適否に関する裁量権を行使したもの、つまり前提事実の誤認に該当するから、その判断は明らかに裁量の範囲を逸脱し、違法なものである」かどうかという本件の唯一の争点の審理に入るべきである。

以 上